

令和2年4月7日、兵庫県において緊急事態宣言が発令されたことから、「丹波篠山市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」に基づき、今回より警戒本部から対策本部に切り替え

1. 開催日時

令和2年4月8日（水） 午前9時00分から9時50分まで

2. 開催場所

丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室

3. 出席者

新型コロナウイルス感染症対策本部員 27名

4. 状況報告

（1）緊急事態宣言について

市民生活部より国の緊急事態宣言、兵庫県対処方針（緊急事態措置）の内容について報告

【県の対処方針を受けての市の対応】

① 医療体制（保健福祉部）

丹波管内においては丹波医療センターを中心に市内病院でも受け入れを進めている。また、重症者を助けるということで、軽症者は自宅療養を勧めることとなっている。

② 学校（教育委員会）

県からの要請に基づき、5月6日まで臨時休業とする。また、各中学校と協議した結果、部活動は実施しない。ただし、2週間を目途に再検討する。

③ 社会福祉施設（保健福祉部）

事業継続を要請されているが、通所・短期入所サービス利用者については家庭での対応が可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請となっている。

事業者からは収入源になるとの声があり、今後、どういった事業所でどのようなサービスになるか情報収集に努める。

④ 保育所、こども園、放課後児童クラブ（教育委員会）

放課後児童クラブ・預かり保育については実施する。申込状況によって、場所の調整と支援員の確保が必要である。

⑤ 社会教育施設（教育委員会）

- ・ 図書館・歴史4館・スポーツセンター、西紀運動公園について

開館するが、市民（市内在住・在勤・在学）の利用に限る。感染防止をどのように対策をとるか協議が必要である。また、西紀運動公園、スポーツセンターを市民限定で営業することについては、指定管理者の意向確認をしたうえで進める。

- ・ 学校施設について

学校の屋内施設は感染予防の観点から一般貸し出し不可とする。学校の屋外施設については、一定の社会生活を守りながら感染防止をするということで引き続き検討する。

⑥ 事業活動への支援

- ・ 中小企業のための特別相談窓口については、商工会で対応しており、市ホームページからもリンクしている。
- ・ 中小企業融資制度については、中小企業者に対してセーフティネットの保証料を補助していくことで調整。
- ・ 国では支援策が検討されているが、事業者がどういう場合に支援を受けられるのか要件等を整理し、体制を整えておく必要がある。また、どのように活用できるか把握しておくこと、各部署でも対応策を検討する。

⑦ 庁内対応

- ・ 現時点では在宅勤務は難しいが検討する。
- ・ 時差出勤について、現状時差出勤している者はいないが検討する。
- ・ マスクについては職員に着用を推奨するよう周知している。
- ・ 午前10時と午後3時から約10分間、庁内を換気するよう放送で呼びかけ取り組んでいる。

⑧ 指定管理施設について

歴史4館、こんだ薬師温泉ぬくもりの郷、黒豆の館、大正ロマン館の運営については状況を見ながらとしていたが、緊急事態宣言の発令により、今後、指定管理者の意向も確認しながら検討する。

4. 協議確認事項

(1) 市立学校園の休業措置について

学童と預かりの場所及び体制については継続協議とする。

(2) その他

- ・ 市民に対する市長メッセージ、緊急事態宣言を受けた市の対処方針の作成を検討する。
- ・ 篠山チルドレンズミュージアムの開館について、指定管理者と毎日開館するための人的確保などを検討し、週末までに方向づけすることで協議する。
- ・ 職員の感染予防の観点から、各課で不要不急の研修は取りやめるなど対応を検討。
- ・ 阪神間の業者が来庁しないとできない作業については、業者の健康状態も含め確認をすること。